

商標・著作物の二次利用ガイドライン

2017年 5月 8日

株式会社ロゴス（以下「ロゴス」と記載します）の製品を販売・紹介いただく際に、ロゴやキャラクターを使用する場合は、下記のルールを守って正しくご利用ください。

① ロゴスが持つ商標及び著作物における二次利用の許諾について

ロゴスはロゴスの持つ商標及び著作物の二次利用に関して以下の条件を満たした場合に限り、その使用を許諾します。その際はロゴスが用意する二次利用同意書に同意いただくこととなります。

1. ロゴスのロゴ、商標、著作物がロゴスの製品・サービスのみを保証する場合。
2. ロゴスのロゴ、商標、著作物のそれぞれのガイドラインに従っている場合。
3. 二次利用した成果物をロゴスが認めた場合。

ロゴスの持つ商標、及び著作物を販促物やホームページで利用されることをご希望の場合は、各々の使用ガイドラインをご理解いただいたうえで、以下へご連絡ください。

お問い合わせ窓口

〒380-0904 長野県長野市鶴賀河原 302-2

株式会社ロゴス 二次利用同意書担当

TEL:026-291-8587

Mail:robot@logos.co.jp

使用許諾はロゴスが著作物を使用した印刷物、ホームページなどを確認した後にロゴスが発行する「著作物等二次利用に関する同意書」に記名押印の上、ロゴスに返送されたときより許諾されます。また、掲載にあたっての条件は、追加、削除、修正される場合がありますが、その場合は最新のものを遵守くださるようお願い致します。

② 製品ロゴガイドライン

●ロゴのレイアウト

1. ロゴス及びロゴス製品とサービスに関するロゴは、それ以外のどのようなシンボルやアイコンとも組み合わせて使うことはできません。
2. ロゴをその他の商品やグラフィックと組み合わせて使うことはできません。
3. ロゴとそれ以外の部分には、一体化したデザインと思われないような一定の間隔を空けてください。
4. ロゴス以外の会社の販促物にロゴスのロゴを使用する場合は、その会社のロゴ、もしくは商標よりも小さく表示してください。

●ロゴの帰属性の記述

販促物などにおいてロゴスのロゴをお使いになる場合には、以下のような帰属文を記述してください。

この商標は（株）ロゴスに帰属し無断使用を禁ずる

③ 商標利用ガイドライン

●商標の表記方法

1. ロゴスの商標を表記するときは、掲載媒体の種類を問わず、文脈的に代表される位置に現れる商標に「TM」のシンボルをつけてください。（文脈上の優先順位がないときは最初に現れたものに付けます。商法が多用される場合につきましては「TM」を繰り返すのではなく、代表する部分にだけ使用ください）
2. 商標と他の語との間を空けてください。
3. 商標や製品名を他社の商標や製品名と組み合わせて使用することはできません。